



高知病院 障害福祉サービス



重症心身障害に対する医療・福祉について

作成日 2024.6.17

政策医療に基づく高度専門的治療を重症者から超重症児まで積極的に受け入れ、行っております。医療・生活の場として「療養介護」ならびに「障害児入所施設（指定発達支援医療機関）」の契約を行い、加えて「措置」も含めた福祉サービスを提供します。児童相談所による一時保護も行っております。また、「短期入所」や「通所」を在宅サービスとして提供しています。また、隣接する県立特別支援学校とは医療・療育と教育が連携し、QOLの向上を目指しています。

各種問い合わせ先

「療養介護/障害児入所」

担当：療育指導室長（前田）

TEL 088-844-3111

「短期入所」

担当：入院係長（宮地）

TEL 088-844-3111

「通所（通園どんぐり）」

担当：療育指導室長（前田）

TEL 088-844-3111

療養介護 障害児入所施設（指定発達支援医療機関）

各種法律のもと、医療、看護、療育、リハビリ、介護、学校教育を総合的に提供しております。人工呼吸器等継続的で集中的な濃厚医療を必要とする、超重症児・準超重症児の受け入れも積極的に行っております。約22%の方が人工呼吸器を導入しております。季節の行事や非日常感を感じていただける企画や医療度の高い方のベッド離床を積極的におこなうなど、QOLの向上に努めております。3病棟、120床で運用を行っております。退院等が重なり、空床が約10床あります。人工呼吸器管理が必要となられた方や、体調を崩されるなどして、受け入れ先に困っておられる方等おられましたらご連絡下さい。

短期入所

在宅で生活しておられる医療的ケア等必要とされる障害児（者）の支援および保護者や家族など介護者の負担軽減を目的に、最大3床受け入れを行っております。現在は、2床に減らして受け入れを行っております。日帰りの短期入所についても現在受け入れを検討しております。自治体の支給決定、当院指定医師の許可があれば、年齢の制限はありません。また、希望者には、保育士による療育活動を受けていただくことも可能です。感染対策の為、5月末まで重心病棟での受け入れを中止しておりましたが、6月より再開いたしました。

ご利用の手続きは、①担当者に連絡していただき、利用説明を受ける。②外来にて指定医師の受診（かかりつけ医の紹介状をお願いする場合がございます）③病院見学・面談④短期入所手続き⑤利用開始の流れとなっております。

通所（通園どんぐり）

生活介護、放課後等デイ、児童発達支援をおこなっております。1日最大5名まで受け入れをしております。日常生活の動作訓練、療育活動を提供し、日常生活や社会生活が充実できるよう支援しています。リハビリ訓練、栄養指導等も行っております。人工呼吸器、経管栄養、吸引を必要とされる方々についても受け入れをおこなっております。

ご利用には、指定医師の判断が必要となります。また、かかりつけ医の紹介状をお願いする場合がございます。

「行事写真」



院外療育



花火大会



つくしフェス



つくしリゾート